

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第27号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(指定催しの指定の通知)</u></p> <p><u>第7条の2 条例第42条の2第3項の規定に基づく通知は指定催しの指定通知書（第5号様式の2）により行うものとする。</u></p> <p><u>(屋外催しに係る防火管理の計画の提出)</u></p> <p><u>第7条の3 条例第42条の3第2項の規定による屋外催しに係る防火管理の届出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（第5号様式の3）により行わなければならない。</u></p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第10条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>届出書</u>により行わなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第11条 条例第45条の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>届出書</u>により行</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第10条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>届書</u>により行わなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第11条 条例第45条の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>届書</u>により行</p>

わなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、同条第1号から第5号までの届出を口頭により行うことができる。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 条例第45条第6号の行為 露店等の開設届 (第16号様式の2)

なければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、届出を口頭により行うことができる。

(1)から(5)まで <省略>

第5号様式の次に次の2様式を加える。

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市消防長

瀬戸市火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、消防長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知書を受け取った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この通知書については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この通知書を受け取った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式の2（第11条関係）

露店等の開設届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> （宛先）瀬戸市消防長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</div> 届出者 （電話 ） 氏 名 ㊟							
開 設 期 間	自 年 月 日	至 年 月 日	営 業 時 間	開 始 時 分	終 了 時 分		
開 設 場 所							
催 し の 名 称							
開 設 店 数			消 火 器 の 設 置 本 数				
現 場 責 任 者 氏 名	（電話 ）						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

備考

- 1 法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。